

第二項 農林業

166 河川についての水利評議案

大字中之郷文書

水利ニ関スル評議案

- 一 費額^①ハ、溜上反別^②ヲ除クノ外惣割^③、但シ替所ハ半掛リ^④之事
- 一 井水・溜水ハ全部へ流通スル事
- 一 水利委員六名ヲ置キ、■小路^⑤ニ壱名宛、名誉職ニシテ、其年額壱名ニ米五斗ノ報酬ヲ付スルコト
- 一 耕地ノ井頭^⑥ハ、壱番号五畝以上、壱ケ年務ルコト、但シ報酬ハ耕地^⑦ノ意見タルコト
- 一 井立^⑧ハ耕地地渡シノコト
 - 但シ渡方ハ協議上、賃米定メルコト
- 一 他字ノ関係ハ全部持ノコト
- 一 溜池修繕・井骨費并ニ草魚収入等ハ地主持ノコト
- 一 井立水入役員報酬・他字関係費等ハ耕作人持、但シ費額ハ米ヲ用ルコト
- 一 水利ニ関スル一切ノ事務ハ、水利委員ノ許可ヲ受ルコト
- 一 溝堀ハ耕地ノ義務タルコト
- 一 雑毛^⑩ヲ田ニ変更シタル時ハ、水利費一反ニ対シ金拾円ヲ出金スルコト

【注】

- ① 費額 水利費。 ② 溜上反別 溜池より上流に位置する水田の面積。
③ 惣割 所有耕地面積の割合で水利費を負担すること。 ④ 半掛り 半分の意。
⑤ 小路 大字の下にある小字を単位とした地縁集団。旗鉾・堂畑・北山・久保出・北出・西川原の六つがある。 ⑥ 井頭 水利集団の代表者、「いがしら」とも読むが、大字中之郷では「ゆとう」と呼称している。井親。
⑦ 耕地 史料中のこの箇所では耕作者の意。 ⑧ 井立 井堰を築くこと。 ⑨ 井骨 井堰の資材。 ⑩ 溝堀 溝掃除のこと。
⑪ 雑毛 畑。

【解説】

東桜谷村大字中之郷は、佐久良川流域の比較的広い水田と丘陵部の樹枝状の谷筋水田からなる純農村である。本史料は、この村落における灌漑水利慣行に関わる水利委員・耕作者・地主の役割を列挙した明治三十五（一九〇二）年の文書である。

167 大井の番水早見表

大井持廻り文書

大井は、大字音羽地先で取水して、日野川右岸の段丘上を灌漑する日野町最大のユ（用水路）である。大正九（一九二〇）年に滋賀県内務部が刊行した『農業ノ水利及土地調査書』

第壹輯では、五集落（西大路・村井・大窪・河原・松尾）が関係していた。なお、近世期には松尾は町場の松尾町と農村の松尾山村が別個の集落であったので、これらは合わせて大井六郷といわれる。そのうち西大路は西大路藩領で、これに対して日野の五集落は下五郷と呼ぶ。通常では六集落は自由に取水できたが、渇水時には番水という各集落へ時間を区切った灌漑用水の配分が行われた。本史料は、番水の仕組みを示した木製円盤「番水要書器」で、各集落への配水の順序や配水時間などが一目でわかるようになっている。裏面の墨書に戸長とあり、明治初期の作成であることがわかる（史CD593）。大井の水利慣行は厳格で、特に番水は三昼夜で、西大路と下五郷が四交代するように行われた。すなわち取水は、西大路一二時間、下五郷二四時間、西大路一六時間、下五郷二〇時間である。元来は不定時法で行っていたのが、定時法に変わったため、この史料では両方を併記している。反別割による番水ではなく、西大路と下五郷の時間割が特色となっている。

168 大正池設置に対する感謝状

西村市郎右衛門家文書

日野川は水源の山が綿向山（標高一二一〇メートル）で、上流に近い日野谷でも水量は十分とはいえず、しかも河谷に沿って広い農地が帯状に分布し、集落密度も高い。そのため、灌漑用水に苦勞する地域であった。

大井は大字音羽地先の日野川から取水する井堰で、大字西大路・村井・大窪・河原・松尾などの田地を灌漑する。その流末で余水を受けていたのが大字上野田・日田と、本史料の感謝状を西村市良右衛門に贈った大字木津である。河川灌漑では上流の大字に優位な水利慣行が成立することが多いが、この地域にもあてはまる。流末の用水不足の地であるこれらの三大字は、水路を共用するため古来より水論が絶えなかった。そのため、木津と上野田・日田は相互に移住を禁じ、婚姻関係も絶つという慣習があったようである。

大井をはじめ日野谷の水利関係集落が中心となって、西大路地先の日野川左岸の谷あい、字「大水戸」の谷（水田となっていた）をせき止め、灌漑専用の大型溜池である大正池を明治四十五（一九一三）年一月に計画した。その主唱者の一人が、日田の野田東三郎であった。関係大字の意見を調整して、滋賀県の技術員に設計を依頼し、大正元（一九一三）

年八月六日に起工式を挙行し、管理するための日野町耕地整理組合を発足させた。

明治三十二年に成立した耕地整理法は、米の商品化に対応した田地の区画整理と交換分合が中心となっていたが、明治三十八年に改定された耕地整理法では、区画整理より灌漑排水事業に重点が移された。日野町耕地整理組合も溜池造成によって灌漑条件を改良することが第一義に考えられた。これは滋賀県ではかなり早い時期の農業近代化の動きでもあった。

第一工区が村井・大窪の二集落、第二工区が下流の木津・日田・上野田・十禅師じゅうぜんじの四集落で、合計で九九町五反余りの面積であった。大正池

は総面積四町六反六畝八歩で工費約三万二六〇〇円、受水面積七〇町二反八畝で、不足する日野川の補水が主目的であった。

この計画の主導権をとった日田・上野

田に対して、当初は旧来の対立から

疑念をもつ

ていた木津

の人々は、

大窪の有力

な日野商人

である西村市良右衛門という第三者の立ち会いで、木津が不利にならないようにとの確約を得たうえで、この事業を承諾したのであった。本史料はその際の感謝状である。大正池が完成した大正三年四月の翌年一月に三名の総代名で出されている。

その西村市良右衛門家は、近江源氏おうみげんじである佐々木氏の支流福永秀高の後裔こうえいで、代々、市良右衛門（明治以降は市良右衛門）を名のる。安永二（一七七三）年頃、武蔵国葛飾郡平沼村（埼玉県吉川市よしかわ）で酒・荒物・油類販売業を営み、関東地方で財をなした。ここに出ている市良右衛門は第四代（一八五五―一九二四）と思われる。

169 副業の奨励

滋賀県歴史的文書

六、藁細工競技会

該競技会ハ本年新ニ試ミタルニ成績良好ニシテ

左記ノ通り実績ヲアゲタリ

記

開催年月日大正十四年十月十日

開催場所桜川村小学校

成績(縄)

長サ	品質	得点合計	順位	町村名	氏名
五二・七九	甲	五二・七九	一	桜川村	保海清助
五二・五〇	甲	五二・五〇	二	南比都佐村	高木宗一郎
四九・三二	甲	四九・三二	三	島村	堂川金重郎

以上県授賞

五三・四六	丙	四八・一一	三	金田村	村井宗吉
四九・五〇	丁	四七・〇三	四	馬淵村	吉田千太郎
四九・二五	乙	四六・七九	四	金田村	西岡武三

(吹)

三九・〇五	時間	三九・〇五	一	南比都佐村	曾羽 操
四二・〇三		四二・〇三	二	同	中森ますゑ
六〇・四五		六〇・四五	三	安土村	安居槌治郎

番外記録

一位 南比都佐村 曾羽 操

二位 同 中森ますゑ

三位 桜川村 高倉伊三郎

出技者総数 五〇名

内縄綱 四三名

蒔叭 七名

経費

決算金額 金壹百五拾八円

【解説】

大正期になり農業と工業の所得格差が広がり、農村疲弊も進むなか、その救済と地方衰退の防止策として、農家の副業が国を挙げて奨励された。大正七（一九一八）年には農務省に副業課が新設され、四七道府県に対して平均七〇〇円の補助金が下付されることになった。滋賀県では、大正六年に県全体の詳細な副業の概況を記した滋賀県内務部編の『滋賀県之副業』が刊行されている。同書では農家の収入増加のみならず、農閑期の有効利用、婦女子の労働力の活用や、華奢かしやを戒める美風の養成も指摘している。また、少額資本で起業でき、原料調達や作業が容易、販路も有望な副業が重要視され

た。手工芸・畜産業・蚕糸業・茶業・園芸業・製織業・水産業・林産物・特用作物の九部門に分けて列挙され、米作の副業という意味合いが強い。

本史料は、滋賀県農務課の大正十五・昭和元（一九二六）年の「副業」簿冊から藁細工（製縄綱・製蒔叭）競技会の成績等を抜粋したものである。会場は桜川村小学校（現、東近江市立蒲生東小学校）である。簿冊は、蒲生郡農会の補助金による副業奨励事業の実施成績や経費決算報告の一部である。藁細工・木竹製品・促成栽培（ナス・キュウリ・山椒・ウド）などの講習会、藁細工競技会、製縄製蒔機購入奨励、品評会（園芸・副業・経営）、養鶏事業、果樹接木講習会、促成栽培組合補助、副業組合奨励、養豚事業奨励、町村農会副業奨励、試験牛豚肥育試験、畜牛肥育試験の記載がある（史CD594）。

滋賀県では明治二十八（一八九五）年の県令による農会準則でもって、県下二〇二町村の農会が誕生した。次いで一二の郡農会がその上に設立された。蒲生郡農会は本部を八幡町（近江八幡市）に置いて、明治三十年三月に認可されている。この動きを追うようにして、国は明治三十二年に農会法、翌三十三年には農会令を發布して、町村―郡市―国という三段階の系統農会を全国に誕生させることになった。